

復興まちづくりビジョン案（第3版）の主な改訂項目について

ビジョン策定に向けて、これまでにビジョン案（第1版・第2版）の地元説明会等で伺った意見や要望等を踏まえ、今回、内容等の充実を図る主な改訂点は以下のとおり。

2 復興まちづくりビジョンの基本事項

- ① ビジョン策定後においても、地域の合意形成が図られた取組などについて、必要に応じて改訂を行う旨を追加 [p.7 参照]

5 地区別の方向性

- ② 安佐南区の八木・緑井地区において、国が実施する砂防堰堤整備を1溪流、広島県が実施する急傾斜地崩壊対策を1か所追加 [p.14、p.17 参照]
- ③ 安佐南区の山本地区において、国が実施する砂防堰堤整備を1溪流、それに伴う市道付替拡幅整備を追加 [p.18～p.19、p.21 参照]
- ④ 安佐北区の可部東地区における上原川周辺地域浸水対策について、普通河川迫田川の流域も対象として追加 [p.23、p.25 参照]
- ⑤ 安佐北区の可部東地区において、耐震性の高い水道管の整備を1,900m追加 [p.23、p.25 参照]
- ⑥ 安佐北区の大林町高谷地区と桐陽台団地を連絡する市道の新規整備を追加 [p.31、p.33 参照]

6 住宅再建等への支援

- ⑦ 義援金の第3次配分において、住宅を再建した場合の支援として、半壊以上の方に第2次配分と同額(全壊500万円、半壊250万円など)を上乗せ配分することを追加 [p.34～p.36 参照]
- ⑧ 義援金の第3次配分において、土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン内)で住宅を再建する場合の外壁構造の強化に係る支援として、外壁補強50万円、待受擁壁設置100万円を限度に実費額を配分することを追加 [p.34～p.36 参照]
- ⑨ 義援金の第3次配分において、被災した集会所や被災により破損した私道の復旧など地域の被災者の共有財産等の被害で公的支援が及ばないものについて、その地域の被災者が合意の下に復旧等を行う取組を新たな配分対象として追加 [p.36 参照]

7 協働のまちづくり

- ⑩ 寄付金を原資とした基金を設置し、地域の自主的な活動の費用の一部を助成する支援策を検討する旨を追加 [p.39 参照]
- ⑪ 身近な避難路・避難場所やコミュニティ再生の場の確保等に向けた自主的な取組について、地域の合意形成を前提として、生活道路や都市公園の整備を検討する旨を追加 [p.39 参照]

8 今後の防災・減災まちづくりの展開

- ⑫ 災害教訓等を継承するための石碑設置などの地域で行う取組への支援や、被災地の現状や復興事業の進捗状況を定期的に情報発信し市民全体で共有する取組を追加 [p.42～p.43 参照]

資料編

- ⑬ 義援金の第3次配分の概要を追加 [p.59～p.60 参照]
- ⑭ ビジョン案(第2版)の地元説明会開催状況を追加 [p.65～p.67 参照]